

変更概要

―は変更箇所及び追加箇所を示す

事項	旧	新	摘要
名称	立川駅北口西地区地区計画	立川駅北口西地区地区計画	変更なし
位置※	立川市曙町二丁目地内	立川市曙町二丁目地内	変更なし
面積※	約 0.7ha	約 0.7ha	変更なし
地区計画の目標	本地区は、立川市都市計画マスタープランにおいて、核都市立川の玄関口である立川駅北口の商業機能の充実を図るとともに、業務機能の強化を図り、広域的な商業・業務拠点形成を形成するとしている。 このことから、立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業による基盤整備や駅南北を結ぶ西側新自由通路の整備と併せて業務・商業・居住等の都市機能を集積し、駅前にふさわしい安全安心で回遊性を備えた複合市街地の形成を図る。	本地区は、立川市都市計画マスタープランにおいて、核都市立川の玄関口である立川駅北口の商業機能の充実を図るとともに、業務機能の強化を図り、広域的な商業・業務拠点形成を形成するとしている。 このことから、立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業による基盤整備や駅南北を結ぶ西側新自由通路の整備と併せて業務・商業・居住等の都市機能を集積し、駅前にふさわしい安全安心で回遊性を備えた複合市街地の形成を図る。	変更なし

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	一体的かつ総合的な土地利用により、立川駅に隣接する地区として、業務・商業・居住機能のさらなる充実と集積を図り、利便性の高い複合市街地を形成する。	一体的かつ総合的な土地利用により、立川駅に隣接する地区として、業務・商業・居住機能のさらなる充実と集積を図り、利便性の高い複合市街地を形成する。	変更なし
	地区施設の整備の方針	- 安全安心で快適な歩行者空間を確保するため、既存区画道路の再整備とあわせ、歩道状空地进行整備する。 - にぎわいとやすらぎのある都市空間の形成を図るため、快適性の向上に資する上屋や休憩場所となるベンチ等を備えた緑豊かな広場を整備する。 - 歩行者ネットワークの形成と回遊性の向上を図るため、広場に接続した歩行者デッキを整備する。	- 安全安心で快適な歩行者空間を確保するため、既存区画道路の再整備とあわせ、歩道状空地进行整備する。 - にぎわいとやすらぎのある都市空間の形成を図るため、快適性の向上に資する上屋や休憩場所となるベンチ等を備えた緑豊かな広場を整備する。 - 歩行者ネットワークの形成と回遊性の向上を図るため、広場に接続した歩行者デッキを整備する。	変更なし
	建築物等の整備の方針	- 健全で良好な市街地の形成と駅前にふさわしいにぎわいを創出するため、建築物等の用途の制限を定める。 - ゆとりある街並みや安全で快適な歩行空間を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 - 核都市立川にふさわしい魅力ある街並みを形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。	- 健全で良好な市街地の形成と駅前にふさわしいにぎわいを創出するため、建築物等の用途の制限を定める。 - ゆとりある街並みや安全で快適な歩行空間を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 - 核都市立川にふさわしい魅力ある街並みを形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。	変更なし

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種別	名称	幅員 ()は地区外を含めた全幅員	延長	備考	種別	名称	幅員 ()は地区外を含めた全幅員	延長	備考	変更なし
		道路	区画道路1号※	5.5m (11.0m)	約 120m	再整備	道路	区画道路1号※	5.5m (11.0m)	約 120m	再整備	変更なし
			区画道路2号※	4.0m～ 8.5m	約 30m	拡幅		区画道路2号※	4.0 m ～ 8.5m	約 30m	拡幅	変更なし
		その他の公共空地	歩道状空地	3.0m	約 200m	新設	その他の公共空地	歩道状空地	3.0m	約 200m	新設	変更なし
			歩行者通路	1.4m～ 3.0m	約 120m	新設 3階デッキ レベル 階段部は 1.4m		歩行者通路	1.4 m ～ 3.0m	約 120m	新設 3階デッキ レベル 階段部は 1.4m	変更なし
			広場	面積		新設 3階デッキ レベル 階段、昇降 機等を含む		広場	面積		新設 3階デッキ レベル 階段、昇降 機等を含む	変更なし
				約 1,100m ²					約 1,100m ²			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 工場 2. 倉庫業を営む倉庫 3. 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. 貸金業法第2条第1項に定める貸金業のうち、個人向け消費者への無担保ローンを主たる業務とする営業の用（ただし、商業・業務施設内に設置される現金自動支払機は除く。）に供するもの 5. 1～7階部分で住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿の用途（ただし、住宅の玄関、階段、管理諸室等の共用の部分及び駐車場の出入り口等は除く。）に供するもの 6. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第1号から第7号に定める風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業、同条第11項第1号から第2号に定める接客業務受託者等に該当する営業の用に供するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 工場 2. 倉庫業を営む倉庫 3. 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. 貸金業法第2条第1項に定める貸金業のうち、個人向け消費者への無担保ローンを主たる業務とする営業の用（ただし、商業・業務施設内に設置される現金自動支払機は除く。）に供するもの 5. 1～7階部分で住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿の用途（ただし、住宅の玄関、階段、管理諸室等の共用の部分及び駐車場の出入り口等は除く。）に供するもの 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第4号に定める風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業、同条第13項第1号から第2号に定める接客業務受託者等に該当する営業の用に供するもの	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条の改正に伴う変更
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図2に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、歩行者デッキ又は歩行者デッキ上に設けられた安全性を確保するために必要な上屋、庇の部分及び階段、昇降機、その他公益上やむを得ないと市長が認めるものはこの限りではない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図2に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、歩行者デッキ又は歩行者デッキ上に設けられた安全性を確保するために必要な上屋、庇の部分及び階段、昇降機、その他公益上やむを得ないと市長が認めるものはこの限りではない。	変更なし

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退区域において歩行者の通行の妨げとなる工作物は設置してはならない。	壁面後退区域において歩行者の通行の妨げとなる工作物は設置してはならない。	変更なし
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態・色彩・その他の意匠については、周辺の環境に配慮したものとする。屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮した設置位置、形態、規模、デザイン等とし、良好な景観の形成に努める。	建築物等の形態・色彩・その他の意匠については、周辺の環境に配慮したものとする。屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮した設置位置、形態、規模、デザイン等とし、良好な景観の形成に努める。	変更なし